



日本での環境教育とその周辺

三島 順子

Written by
Junko Mishima

はじめに



第1回は環境教育をめぐる世界的な会議や重要な宣言について報告した。第2回目である今回は、日本での環境教育の移り変わりと、学校以外での環境教育を支える取り組み（地域・NPO・行政・企業など）について報告する。第1回でも触れたように「環境教育」とは一般的に「教育」という言葉で連想される「学校教育」だけではなく、市民教育や生涯教育のように社会全体への教育を含んでいる。本報告においては社会全体への教育では教育内容や活動主体が多岐にわたることから、報告内容を学校教育、中でも小学校での教育に限定して報告することにする。

日本の環境教育のはじまり



さての急激な工業化に伴う公害教育が始まりといわれている。一般的に日本の公害は1880（明治13）年頃の足尾銅山における鉛毒公害がはじめといわれている。その後、近代化と、第二次世界大戦後の高度経済成長に伴い、公害が各地で顕在化していく。50年代前半、熊本県水俣市で発生した水俣病（メチル水銀中毒）、60年代前半の新潟県阿賀野川流域で発生した新潟水俣病（メチル水銀中毒で第二水俣病ともいわれる）、60年代の四日市ぜんそく（石油コンビナート排煙の高濃度二酸化硫黄が原因）、50年代半ばに富山県阿賀野川流域のイタタイタイ病（鉱山の排水によるカドミウムが原因）が発生した。これらの公害は67～69年にかけて訴訟が提起され、四大公害訴訟といわれている。

こうした社会情勢に呼応するように、58年「公共用水域の水質の保全に関する法律」、「工場排水等の規制に関する法律」、62年「ばい煙の規制等に関する法律」が制定され、67年に「公害対策基本法」が公布された。70年11月末に開かれた臨時国会（第64回国会）で、当時の公害対策を求める世論、社会的関心の

●公害学習の系譜

日本で、環境に関する教育は1950年代から70年代にかけ

まさにこたえて公害問題に関する集中的な討議が行われた。政府は、全国各地で問題化していた公害への対処には公害関係法制の抜本的整備が必要と認識し、公害対策基本法改正案をはじめとする公害関係14法案を提出し、その全てが可決成立した。このときの法体系整備のポイントは3点である。(1)「生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする」と表され、経済活動が環境より重要であるとも読める「調和条項」を削除し、国の基本的姿勢を明確にした。(2)大気汚染、水質汚濁では従来の指定地域での規制から全国規制に、また、規制対象物質を拡大し規制強化を図った。(3)事業者の基準遵守の指導権限をほぼ全面的に地方に委譲し、また、上乗せ規制の規定を明確化して地方自治体の権限を強化した。

この翌年、71年7月には環境庁が「公害の防止、自然環境の保護及び整備その他環境の保全を図り、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、環境の保全に関する行政を総合的に推進することをその主たる任務」として発足し、同年4月施行の学習指導要領で「公害教育」が制度化された。まず、中学校の保健体育科に「公害と健康」、続いて77年の中学校の社会科で「公害の防止など環境の保全」、理科で「人間と自然」、保健体育科で「健康と環境」などが、また、78年の高等学校の現代社会で「人類と環境」、理科で「人間と自然」、保健で「健康と環境」などが取り上げられた。このように国全体として環境保護と教育に取り組む体制が確立した。

● 環境保護、自然保护の系譜

もうひとつは、50年代の戦後復興に伴う大規模な国土開発が原因である、自然破壊への危機感をもとに自然を保護しようとするものである。そして60年代後半には自然を守る市民運動が盛んになり、教育啓発運動は市民運動団体に担われていた。代表的なものは71年の環境庁発足当初に生じた尾瀬道路問題である。観光地として有名であった尾瀬に観光客を誘致しようと観光用道路の建設が進められていたが、初代の環境庁長官が現地視察の後、自然保護の見地から建設が中止になった。このことはその他の観光道路開発、例えば、美ヶ原ビーナスライン、石鎚スカイライン、南アルプススーパー林道などが路線変更や再検討されるきっかけになった。72年には「自然環境保全法」が「自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行われなければならない」を基本理念として制定された。ここでの、自然環境が国民生活に不可欠で、将来の国民に継承すべきものであるという視点は現在の環境教育に通じるものである。

現在、学校で行われている 環境教育について



● 環境教育の求めるもの

現在、学校で行われている教育は、世界の環境教育の必要性の高まりに伴い、それを追いかけるように体制が整えられていくことになる。また、その他の教科は文部科学省が決定するのと異なり、環境庁(現・環境省)と文部省(現・文部科学省)の審議会で内容や推進方法が審議される。「環境」は科目として設定されておらず、教科書がないことが特徴である。

では、環境はどのように学習することになっているのだろう

【表1】世界的な環境教育の流れと日本の教育制度での対応状況

公害国会 1970	1970年11月に開催された臨時国会。公害問題に関する法令の抜本的な整備を行い、14の法案を改正、又は新規採択を行い、通称、公害国会と呼ばれる。改正された主なものは公害対策基本法、大気汚染防止法。新規に成立したものには公害犯罪処罰法、公害防止事業者負担法、水質汚濁防止法がある。
環境庁発足 1971	公害国会の後、積極的に環境対策、保全を進めるために設置されることになった。母体は、内閣公害対策本部（総理府公害対策室を含む）、厚生省（大臣官房国立公園部、環境衛生局公害部）、通商産業省（公害保安局公害部）、経済企画庁（国民生活局の一部）、林野庁（指導部造林保護課の一部）など。
人間環境宣言 1972	環境問題に取り組む際の原則を明らかにしている。
ベオグラード憲章 1975	環境の状況、環境の目標、環境教育の目標、環境教育の目的、対象、環境教育プログラムの指針となる原則の6構成よりなり、環境教育のフレームワークとなっている。
トビリシ勧告 1977	環境教育の役割、目的、指導原理、国家レベルでの環境教育開発戦略組織の構造、環境教育の対象となる人々、一般の人々への環境教育、職業人への環境教育、内容と方法、人材の養成、指導・学習教材、情報普及、研究、国際協力と地域協力などの41項目からなる。環境教育の目的カテゴリーをベオグラード憲章の6項目から、認識（Awareness）・知識（Knowledge）・態度（Attitudes）・技能（Skills）・参加（Participation）と整理し直している。
環境教育指導資料 中学校・高等学校編 1991	1989年の学習指導要領改訂時に、初めて作成された環境教育の指導用資料。
アジェンダ21 1992	国連環境開発会議で採択された文書のひとつで21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である。
中央教育審議会答申 1996	「環境から学ぶ」、「環境について学ぶ」、「環境のために学ぶ」という環境教育の内容が3つの視点で表される。
テサロニキ宣言 1997	1975年のベオグラード・ワークショップにはじまる環境教育に関する一連の国際会議での勧告や行動計画について明記し、国連環境開発会議（リオデジャネイロ、1992）以降の主要な国連会議で議論され、高められてきた教育とパブリック・アウェアネスにかかる価値や行動計画を踏まえ、教育全体を持続可能性に向けて再構築していくための諸原則を掲げる。
中央環境審議会答申 1999	環境問題の深刻化、複雑・多様化等を背景に、環境教育・環境学習の重要性を訴える声が高まってきていた1998年、環境庁長官（当時）が中央環境審議会に推進方策のあり方について諮問したものへの答申。「これからの環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」の表題がついている。
「ESDの10年」採択 2002	2005年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育の10年」とする。日本が第57回国連総会に提案国として決議案を提出、満場一致で採択された。 ※ESDとは「持続可能な開発のための教育=Education for Sustainable Developmet」の略。
総合的な学習の時間 2002,2003	小・中学校では2002年度より、高等学校においては2003年度より開始された。
環境保全活動・環境教育推進法 2003	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定。
基本方針制定 2004	「環境保全活動・環境教育推進法」を推進するための基本方針が制定。
教育基本法改正 2006	教育の目的の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定。
学校教育法改正 2007	義務教育の目標の一つに「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が挙げられている。
推進法改正 2011	「環境保全活動・環境教育推進法」を改正し、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と名称を変更。

か。2004年9月の「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針（以下、基本方針）」では、環境教育が目指す人間像と環境教育の内容は次のように示されている。

ア 環境教育の目指す人間像

環境教育については、知識の取得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材をはぐくむことが大切です。環境教育を通じて、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指します。

イ 環境教育の内容

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されますが、共通の基礎的要素として、次のことを重視していきます。

- 人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
 - 環境に関する問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
 - 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
 - いのちの大切さを学ぶこと
- （基本方針 1―（2）―②より抜粋）
- このように人間としての重要な事項を教育しようとしている環境教育であるが、前項で述べたように教科としての時間枠が設定されていない。現在、環境教育は「総合的な学習の時間」を利用していることが多いようである。

●「総合的な学習の時間」とは

2000年から段階的に始めた「総合的な学習の時間」はこれから教育の在り方として「ゆとりの中で『生きる力』をはぐくむ」との方向性を示した96年7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）で提言された。その手法として、「一定のまとまった時間（総合的な学習の時間）を設けて横断的・総合的な指導を行う」を目的に開始された。

文部科学省が作成した『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』では「総合的な学習の時間」の目的は次の5点とされ、環境だけが教育内容として合致するわけではない。

- (1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、環境を理解し、環境だけが教育内容として合致するわけではない。
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- (3) 学び方やものの考え方を身に付けること
- (4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- (5) 自己の生き方を考えることができるようになる」と

目的に統いて、記されている学習活動についての例示に、「例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題」や「地域の人々の暮らし、伝統と文化など」とされる。教科書があり、正解が決まっている教科でない環境教育は、本来の意味の「総合的な学習の時間」として理にかなった使い方のひとつであるのだろう。大阪市立大学大学院文学研究科（教育学）の添田晴雄准教授の言葉を借りれば、「教科書に載つていて覚えなくてはいけない学習は基礎的な学習として重要です。一方、教科で身につけた知識・技能を組み合わせて、あらゆるところで活用することが大切です。総合的な学習の時間

【表2】現行法から改正法への進展ポイント

現行法	改正法
「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダー育成を中心に詳細規定を置いたが、他は訓示規定	体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展。具体的規定を充実させ、これらに応じて題名を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に変更
①基本理念等 自発的意思の尊重、多様な主体の参加と地域住民の福祉の維持向上等	①基本理念等の充実 法目的に、協働取組の推進を追加。基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加
②地方自治体による推進枠組み（方針等） 地域の社会的自然的条件に応じた環境教育・環境保全の意欲増進の推進についての方針等 <一般訓示>	②地方自治体による推進枠組みの具体化 ○環境教育・協働取組推進の行動計画 ○地域協議会などの手続を具体的に規定
③学校教育における環境教育 国、自治体は、学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等 <網羅的だが抽象的>	③学校教育における環境教育の充実 ○学校施設整備等での環境配慮の促進 ○学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、職員研修の充実等を追加するなど、詳細化 ○教員志望者への環境教育のあり方も検討
④環境教育等の基盤整備 ○人材認定等事業（環境教育人材を育成又は認定する事業の国による登録制度） ○国、自治体は環境保全の意欲増進の体制整備 <詳細規定なし>	④環境教育等の基盤強化等 ○人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加 ○環境教育等支援団体の指定
⑤自然体験等の機会の場の提供の促進 国は、自然体験等の機会の場の提供を促進 <詳細規定なし>	⑤自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入 自然体験等の機会の場の知事による認定制度の導入
⑥協働取組の在り方の周知 国は、協働取組の方法等を周知 <詳細規定なし>	⑥環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進 ○国民等の政策形成への参加、政策提案の推進 ○公共サービスへの民間団体の参入機会増進の配慮 ○協働取組推進のための協定制度の導入 ○事業型環境NPOの活動支援

環境省ホームページの「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」の法律の改正についてから該当部分を抜粋。<>内の記述が改正法を起案するにあたってのポイント。

はそれをもっともやりやすい機会です。例えば、課題に基づいて調べた結果で数字のあるものはグラフをつくる、人にわかるように一枚の資料にまとめる、課題についてグループで議論する、解決策の意見を出し合うなど。調べる方法もインターネットや、地域の人へのインタビューなどいろいろある。探究することが重要なのです。

環境教育を社会で支える仕組み 学校以外の力～企業・NPO～

環境省と文部科学省が運営している「環境教育・環境学習支援データベース ECO学習ライブラリー」では、環境学習のための情報が教育者や家庭に向けて提供されている。県や市



の環境教育方針や副読本・教材情報、地域の環境学習施設の案

内、各企業の環境学習支援、社員向け教育についてなどの情報も地域、環境のキーワードなどから検索、利用できるようになつてている。資料提供や学習支援の担い手には企業・各種団体・地方公共団体・NPO等が名を連ねている。

企業の環境教育の登録179件（2011年11月時点）は「子どもへの学習支援（企業の出張授業、教育ツールの提供を含む）」「従業員への環境教育」「その他（社会貢献活動や関連データ）」に大別される。登録された122の企業、団体のうち、82の企業や団体が学習支援のプログラムを提供している。また、アクセス可能な208の教育用資料が70の企業と団体、30の公的機関や地方公共団体から提供されている。

環境教育が「総合的な学習の時間」で行われることが多い理由の一つは、学習内容に沿つて指導資料を全て手づくりにせざるを得ない現状において、学校外から様々な支援が受けられることも一因ではあるようだ。「総合的な学習の時間」が開始されて10年、「ECO学習ライブラリー」に登録されているようなツールやサービスとともに、学校における環境教育を支える大きな力となつていることは間違いない。ただし、教科として独立していざ、教科書がないゆえに発生しやすい学習内容のバラツキを抑え、添田准教授のいうところの「基礎的な学習」としての部分も整備するなど、次の段階へ展開していくべき時が来ているのではないかだろうか。

「環境保全活動・環境教育推進法」の改正



2003年に成立した「環境保全活動・環境教育推進法」が11年

6月に改正され、名称が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と改められた。改正の目的は「環境保全活動・

環境教育の一層の推進」と「体験学習に重点を置く取り組みから幅広い実践的人材づくりと活用」のために取り組み内容を詳細、かつ具体的に表すことにある（前ページ表2参照）。今後、ますます社会全体で環境を支える仕組みが重要になっていく中で、次回は学校以外での環境教育についての取り組み事例を報告する。

（大阪ガス株エネルギー・文化研究所 研究員）
CEL

■参考文献

- 降旗信一・高橋正弘編、阿部治・朝岡幸彦監修『持続可能な社会のための環境教育シリーズ「1」現代環境教育入門』筑波書房（2009年）
- 五島敦子・関口知子編『未来をつくる教育－ESD持続可能な多文化社会をめざして』明石書店（2010年）
- 川嶋宗繼・市川智史・今村光章編『環境教育への招待』ミネルヴァ書房（2002年）
- 国立教育政策研究所 教育課程研究センター「環境教育指導資料」「小学校編」東洋館出版社（2007年）
- 花田真理子「環境教育の新しい潮流『持続可能性のための教育』の視点から」水資源・環境研究第16号、水資源・環境学会（2003年）④
- 佐島群巳「環境問題と環境教育」国土社（1992年）
- EICネット一般財團法人 環境情報センターが運用する環境教育・環境保全活動を促進するための環境情報・交流ネットワーク
- 鈴木善次 甲南大学WEBサイト人間と環境
● ECO学習ライブラリー (<http://www.eeel.go.jp>)

（訂正とおわび）

※97号第1回の参考文献に④の掲載がなかつたことを訂正し、おわび申し上げます。